

○東京家政学院大学 内部質保証に関する基本方針

(令和3年12月2日制定)

令和4年12月1日改正

東京家政学院大学は、本学が掲げる理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、次の通り内部質保証の方針（基本的な考え方）を定めます。

1 方針

（1）教職員一人一人が自己点検・評価できるシステムの確立

大学は教職員一人一人でできています。教職員それぞれが自分の業務を点検して評価し、そして、次につなげることが大学の質を保証することの第一歩だと考えます。したがって、教職員一人一人が自己点検・評価に関わることと、自己点検・評価のシステムを全教職員に見えることが必要です。本学では、次の全学・組織・個人の3つの階層（レベル）ごとに自己点検・評価を実施することで、教職員一人一人が自己点検・評価に関わるシステムを確立します。

- ①全学レベル：学長が中心となって作成する「事業計画書（中期経営計画に基づいた中期目標・計画を含む）」及び公益財団法人日本高等教育評価機構における「評価基準」の2つを起点した自己点検・評価
- ②組織レベル：学部・学科、研究科の教育プログラムにおける三つのポリシーを起点とした自己点検・評価
- ③個人レベル：各授業科目の「授業計画（シラバス）」及び教員が作成する「個人活動報告書」の2つを起点した自己点検・評価

（2）全学マネジメント下での3つの階層（レベル）の自己点検・評価の実施

全学マネジメントとは、学長の直接的・間接的コントロール下にあることを指します。全学マネジメントを行うのは、学長の下にある教育企画室（副学長、学長補佐を含む）及び自己点検・評価委員会です。全学マネジメント下で実施することで、3つの階層の自己点検・評価結果を連動させることができになり、同時並行で各階層の質を上げることにつなげます。また、全学マネジメント下で実施することで、自己点検・評価の見直しや機能強化も時間をかけずに対応できるため、業務の効率化につながります。

（3）外部有識者の視点と経営の視点の導入

内部質保証の実効性及び評価の客観性を高めるため、自己点検・評価委員会に外部有識者を委員として配置し、外部有識者からの客観的な意見や提言に基づいて、自己点検・評価の精度を高めます。更に、企業などとの連携により、三つのポリシーに基づいた本学の教育活動の適切性に関する評価や、卒業生に関する企業調査を行うことにより、本学が育成する人材が教育目的を具現化できているかについて検証します。

また、大学内部の質を継続的に保証していくためには、経営の視点も大切です。したがって、中期経営計画に基づいた当年度の「事業計画書」及び予算編成を連動させることで、決められた予算内での大学の改善・改革を着実に実施します。

(4) 学生の成長を意識した自己点検・評価

学生の学修成果の状況とその水準を確認すると共に、学修環境や学生支援の状況についても点検・評価の対象にするなど、学生の成長を支援できる体制を整えます。そして、学生が卒業時に自分の成長が実感できるような教育研究の現場にします。

(5) 教職員の能力の保証と開発

教育研究活動を担う教員と、教育支援及び学生の学修支援業務に当たる職員が協力することで、大学組織としての質を保証すると共に、一人一人の教職員に対して点検・評価を行うことで能力の保証と育成、そして、新たな能力開発を行います。

2 組織体制

(1)自己点検・評価委員会

内部質保証の方針、全学的な自己点検・評価の実施を推進し、自己点検・評価報告書の作成及び関係者へのヒアリングによる検証を行います。また、自己点検・評価報告書の検証結果の講評を、毎年度学内外に公表します。

(2)執行部会議

事業計画書に基づいた全学的なアクションプランを策定し、その着手から実施に至るまでを推進しながら、全学的な自己点検・評価を推進します。

(3)学部・研究科、センター及び事務局

自己点検・評価委員会の定める方針、計画に則り、自己点検・評価を実施し、当年度の組織ごとの『自己点検・評価報告書』を作成します。事務局（各室）は、教育企画室（IR）と連携し、自己点検・評価に必要となる各種データの収集・作成を行います。

(4)教育開発・IR センター

自己点検・評価に必要な分析データの作成を推進し、関係部局へのデータ提供を行います。

(5)教育企画室

自己点検・評価委員会の事務を担当し、全学的な自己点検・評価における業務全般を担当します。また、自己点検・評価に必要なデータの作成を推進し、関係部局へ協力要請・調整を行います。

以上